

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、Bに所在する同社C営業所（以下「事業場」という。）において、路線バスの運転手として業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、事業場内で長時間にわたり複数名の上司から叱責を受けた際、頭痛に耐えられなくなり自身で救急要請を行ったという。請求人は、同日、D病院に救急搬送され、「急性ストレス障害の疑い」と診断され、同月〇日、Eクリニックで「適応障害・うつ病」と診断された。なお、請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックにおいても、「うつ病」と診断されている。
- 3 本件は、請求人がこれらの疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期等については、決定書理由に説示しており、当審査会としても、各医学的見解及び医学的資料等を踏まえ、請求人の症状とその経過等を照らし、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F32.0 軽症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病し、平成〇年〇月頃に悪化したものであると判断する。

なお、請求人は、本件疾病の発病時期について、平成〇年〇月、平成〇年〇月及び平成〇年〇月〇日と複数の時期を主張しているが、いずれも医学的根拠は示されておらず、当該主張を採用することはできない。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷について、請求人によると、請求人は月平均100時間以上に及ぶ慢性的な長時間労働を行っていた等の出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているので、以下検討すると、次のとおりである。

ア 請求人の労働時間についてみると、保存年限の経過から会社資料が廃棄されており、請求人の労働時間を示す客観的な資料が存在しないところ、審査官は、決定書理由に説示のとおり、請求人本人が記録している「手帳」及び関係者の申述等を基に可能な限り正確な把握に努めた上で、請求人の始業・終業時間、休憩時間等を推計し、労働時間を算定しており、当審査会として

も、審査官の認定した労働時間は妥当なものであると判断する。

イ これによれば、発病前2か月目及び4か月目の期間において、請求人の時間外労働時間数は各々72時間26分、67時間10分と45時間以上となっており、また、前月より20時間以上増加していることが認められ、当該出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の類型「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断するものの、これ以外に取り上げるべき出来事は見当たらないことから、全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 次に、平成〇年〇月頃の本件疾病の悪化前おおむね6か月間における業務による心理的負荷について検討すると、請求人は、当該期間の出来事として、①恒常的に長時間労働を行っていたこと、②平成〇年〇月に「誤運行」を行ったことについて懲戒処分を受けたこと、③同年〇月にバス運行中に一般車両運転手とトラブルとなり、会社に苦情が寄せられたことから賞与の査定に影響を受けたこと、④同年〇月にバス運行の終着地点において顧客をバス内に閉じ込めたことについて会社から顛末書等の提出を求められたこと、⑤平成〇年〇月〇日に上記②及び④の出来事について事業場関係者と話し合いが行われたこと等について主張しているもので、以下検討すると、次のとおりである。

ア 上記①の出来事について

請求人の労働時間についてみると、審査官は、決定書理由に説示のとおり、アルコール検知時刻を機械的に反映した「勤務実績表」、事前の予定を超える超過勤務を行った場合に労働者本人が記入する「超過勤務報告」、「仕業別勤務時間集計表」等の各種資料及び請求人を含む関係者の申述等を基に各日の勤務状況を精査の上、請求人の始業・終業時間、休憩時間等を推計し、労働時間を算定しており、当審査会としても、審査官の認定した労働時間は妥当なものであると判断する。

これによれば、請求人の時間外労働時間数は発病前4か月目の期間が最も長く、68時間18分に上っている。なお、請求人等路線バス運転者の労働時間には、「折待」と呼ばれる各運行行程の合間に降車し休憩することができる時間が所定の休憩時間とは別に設けられているが、当該時間数は相当程

度の時間数に上り、請求人の労働密度が高いとまではいえない。

イ 上記②の出来事について

関係者の申述を始めとする一件記録によれば、平成〇年〇月〇日に請求人がバスの経路を誤る「誤運行」を行ったことについて、同年〇月〇日に2日間の出勤停止という懲戒処分が決定し、翌平成〇年〇月〇日に当該処分の通知を受けた事実が確認できる。なお、懲戒処分の程度については、決定書理由に説示のとおり、「誤運行」を行った場合はその本人から報告すべきところ、請求人がこれを認めなかった経緯を会社側は考慮した事情が認められる。

ウ 上記③の出来事について

関係者の申述を始めとする一件記録によれば、平成〇年〇月に請求人はバス運行中に一般車両運転手とトラブルとなり、クラクションを鳴らされ、罵倒されたことから、相手方に対して指を立てる仕草を行ったため、苦情が会社に寄せられたという事実が確認できる。なお、決定書理由に説示のとおり、本件につき、会社は賞与の査定に影響を与える「ポイント制」の減点を行ったことが認められる。

エ 上記④の出来事について

各関係者の申述を始めとする一件記録によれば、平成〇年〇月〇日に請求人はバス運行の終着地点において顧客をバス内に閉じ込めたまま車両を離れた事実が確認できる。なお、本件について会社側は請求人に顛末書の提出及び再発防止対策に係る「指導カード」の署名を求めたものの請求人がこれに応じなかった経緯が認められる。

オ 上記⑤の出来事について

上記②及び④の出来事について、請求人が当該事実を認めず、顛末書の提出等の会社側の指示に応じないことから、平成〇年〇月〇日に事業場関係者との間で話し合いが行われた事実が確認できる。なお、決定書理由に説示のとおり、当日の話し合いは、請求人が警察、消防に通報するなどしたことから、話し合いを設けることのできた時間は50分程度にとどまったことが認められる。

カ 以上のとおり、上記アないしオの出来事については、決定書理由に説示するとおり、いずれも認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当するものは

認められず、当審査会としても、業務によって本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとは認められないものと判断する。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。